

平成 28 年度

包括外部監査結果に基づく措置

包括外部監査の結果に基づく措置について

包括外部監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

目 次

包括外部監査結果に基づく措置

保育所事業の執行について	1
学校教育に関する事務の執行について	2
公の施設の管理運営について	4
中小企業支援事業に関する事務の執行について	6
道路インフラの整備・維持管理に関する事務の執行について	14

包括外部監査指摘事項に伴う措置

監査実施年度 平成 22 年度（保育所事業の執行について）

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【幼稚園の認定こども園化】</p> <p>今後の待機児童解消策には、幼稚園の認定こども園化を積極的に推進し、既存施設（設備）の有効活用による待機児童解消を目指すべきであるとする。</p> <p>(79 頁・幼児教育・保育課)</p>	
講じた措置	
平成 23 年度	私立幼稚園 1 園が、平成 24 年 4 月から認定こども園に移行するため、そのサポートをしています。
平成 24 年度	私立幼稚園 1 園が、平成 24 年 4 月から認定こども園に移行しました。
平成 25 年度	平成 27 年 4 月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に向け、今後の市立幼稚園の方向性や認定こども園化を含めた保育機能の充実について検討しました。
平成 26 年度	<p>既存私立幼稚園から提出された認定こども園への移行計画を事業承認しました。</p> <p>市立幼稚園の再編について検討しています。</p> <p>今後の幼稚園ニーズや私立幼稚園等の動向を踏まえ、将来的に市立幼稚園を認定こども園に移行することについて引き続き検討していきます。</p>
平成 27 年度	<p>既存私立幼稚園 3 園が、認定こども園として平成 28 年 4 月開設に向け、整備を進めています。</p> <p>今後の幼稚園ニーズや私立幼稚園等の動向を踏まえ、将来的に市立幼稚園を認定こども園に移行することについて引き続き検討していきます。</p>
平成 28 年度	<p>平成 28 年 4 月に、既存私立幼稚園 4 園（計画の 3 園に、改修工事による 1 園を追加）が、認定こども園に移行し、新たに運営を開始しました。</p> <p>今後も、私立幼稚園の意向を踏まえ、認定こども園への移行を検討している施設については、移行に係る手続き等の説明を行っていきます。</p> <p>また、市立幼稚園の認定こども園への移行については、今後の待機児童の状況や幼稚園ニーズ、私立幼稚園等の動向を踏まえた上、市全体の公共施設のあり方の方針を遵守する中で、対応することとしました。</p>

監査実施年度 平成 24 度（学校教育に関する事務の執行について）

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第 5 市立高等学校の財務管理 2 財産管理 (ウ) 備品】</p> <p>P T A 等の備品は学校が受け入れた以上、寄附等による受入れが必要であり、また受入資産については、すべて台帳管理がされる必要がある。一度、現物確認（棚卸）を行い現状の把握をすることが必要である。</p> <p>(133 頁・市立高等学校)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>これまで P T A から寄附があった備品等の確認をしています。授業での使用はなく、部活動のみで使用するものが多く、今後の取扱いについて検討しています。また、卒業生から寄贈があったものの確認をしています。</p>
平成 26 年度	<p>前年度に引続き確認作業をし、学校において使用するもの（部活動で使うものを含む。）については、寄附採納の手続きをした後、台帳管理をしていきます。</p>
平成 27 年度	<p>確認作業を実施し、併せて配置箇所図を作成しました。学校において使用するもの（部活動で使うものを含む。）については、寄附採納の手続きをしました。今後は、台帳管理を徹底していきます。</p>

指摘事項（意見） (掲載頁・担当課)	
<p>【第 6 学校給食と給食費 4 学校給食会 (イ) 幼稚園と学校給食会との契約】</p> <p>どこも学校給食会から食材購入を実施しているが、幼稚園と公益財団法人静岡県学校給食会との間で小学校・中学校のような契約書は締結していない。公益財団法人静岡県学校給食会から食材を購入している場合は、類似した契約を締結することが望ましい。</p> <p>(159 頁・保健給食課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>子ども・子育て支援新制度における市立幼稚園再編の検討に含め考えるものとなりました。</p>
平成 26 年度	<p>子ども・子育て支援新制度における市立幼稚園再編の検討に含め考えています。</p>
平成 27 年度	<p>子ども・子育て支援新制度における市立幼稚園再編の検討に含め考えてきましたが、平成 27 年 4 月 1 日付けで、公益財団法人静岡県学校給食会から食材を購入している幼稚園は、学校給食用商品売買基本契約を締結しました。</p>

指摘事項（意見）

（掲載頁・担当課）

【第7 学校教育部の各種事業 5 借地解消事業 (ウ) 交渉方法について】

早期の借地解消を市が最重要課題と考えるならば、限界はあるとしても、多少の価格の上乗せは検討してもよいと思われる。また、土地賃貸人との交渉の回数を増やすなど交渉方法にも工夫の余地があると思われる。

(196 頁・アセットマネジメント推進課・学校施設課)

講じた措置

平成 25 年度	借地適正化計画に基づき、重点対象の学校施設を資産経営課の専門グループにて直接購入交渉を実施しました。 借地料削減額 11,612,565 円
平成 26 年度	借地適正化計画に基づき、重点対象の学校施設を資産経営課の専門グループにて直接購入交渉を実施しました。 借地料削減額 200,000 円 ※借地適正化計画終了
平成 27 年度	購入交渉をする対象学校施設の優先順位を見直し、アセットマネジメント推進課と学校施設課で協力し交渉を実施しました。 借地適正化計画で培った交渉手法を継承し、行政経営計画にて進捗を管理しました。 借地料削減額 1,917,760 円
平成 28 年度	購入交渉をする対象学校施設の優先順位を見直し、アセットマネジメント推進課と学校施設課で協力し交渉を実施し成果をあげているので、今後も同様の取組みを継続していきます。 行政経営計画にて進捗を管理します。 借地料削減額 825,872 円

監査実施年度 平成 25 年度（公の施設の管理運営について）

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【2 アクトシティ浜松 (ア) 設置目的】</p> <p>本施設は、市民の文化の向上と地域産業の発展という二つの目的を持っているが、後者の目的は十分に達成できていない。本施設の設置目的の一つでもあることから、関係部課とも協議して、指定事業に産業振興に関するものを取り入れる等、展示イベントホールの稼働率を上げることも含め、地域産業の発展のための具体策を検討することが望まれる。</p> <p>(90 頁・文化政策課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	<p>指定事業には「地域の活性化に資する事業」という抽象的な表現で表し、裁量に幅を持たせることで、民間活力をより取り入れた事業展開を図ることとしました。</p> <p>また、展示会等の開催について、関係機関への営業をより一層強化していきます。</p>
平成 27 年度	<p>展示会等の開催について、庁内関連部署との協議・連携や関係機関への営業をより一層強化したことにより、平成 27 年度の展示イベントホールの稼働率が 70 パーセントを超えました。</p> <p>こうしたなか、ビジネスマッチングフェアの開催や各種学会の際にロビー展示を行うことで、商談の機会を増やし、地域産業をはじめ地域経済に寄与しています。</p>

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【2 アクトシティ浜松 (エ) 指定管理料の算定における、観光コンベンション誘致費用の扱い】</p> <p>観光コンベンション誘致費用は、浜松市が負担するので、しっかりやってもらいたいという意向があるのであれば、募集要項、仕様書等で、その点を明示することが望ましい。</p> <p>(93 頁・文化政策課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	<p>仕様書等には「コンベンション誘致のための事業」を行うことと明記し、各種学会をはじめとした事業も多数行っています。</p>
平成 27 年度	<p>仕様書等には「コンベンション誘致のための事業」を行うことと明記し、各種学会をはじめとした事業も多数行っています。</p>
平成 28 年度	<p>仕様書等には「コンベンション誘致のための事業」を行うことと明記し、国際シンポジウムや全国レベルの大会・コンベンション事業を約 30 件行うとともに、各種学会をはじめとした事業も多数行っています。</p>

指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

【2 アクトシティ浜松 (ク) 事後評価結果及び施設利用者・来場者アンケートの業務改善へのフィードバック】

取り組むべき課題を明確にしたり、具体的な数値目標を設定したりするなど、業務改善につながる具体性のある事後評価をすることに加え、課題の改善状況や目標の達成状況を検証する等、改善状況を評価する体制を整え、課題とその改善状況を記録することを検討することが望ましい。

(96 頁・文化政策課)

講じた措置

平成 26 年度	指定管理者選定会議に評価結果を報告し、外部委員からの意見を求めています。
平成 27 年度	指定管理者選定会議に評価結果を報告し、外部委員からの意見を求めています。
平成 28 年度	指定管理者選定会議に評価結果を報告し、外部委員からの意見を求めるとともに、指定管理者においても静岡文化芸術大学文化政策学部による委託研究事業として平成 27 年度に外部評価システムによる報告書を完成させ、平成 28 年度以降の事業運営・採択の指針に取り入れました。さらに、課題とその改善状況を記録するため、「評価シート」を活用した P D C A サイクルを運用することとしました。

監査実施年度 平成 26 年度（中小企業支援事業に関する事務の執行について）

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【第3 浜松市の中小企業支援事業の概要 （1）今後の方向性について】</p> <p>今後の中小企業支援も当初の6つの産業分野を重点分野とする点は変わらないが、浜松地域の事業所等の状況変化に対応していくとのことである。</p> <p>今後はものづくり産業への支援を続けつつ、現状の制度が利用できる分野を拡大していく方向を検討してもよいのではないかと考える。</p> <p>(32 頁・産業総務課・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	新産業創出補助金による新農業支援、新産業創出会議を通じた農商工連携の推進、販路拡大を目指した海外展開の支援などに取り組みました。
平成 27 年度	重点分野の支援による新産業創出だけでなく、海外展開支援、企業誘致、創業支援など時代の変化に対応した企業支援に取り組みました。

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【第3 浜松市の中小企業支援事業の概要 （2）補助金事業の事後評価】</p> <p>補助金制度を利用した後の、各企業の取り組みが産業支援制度では重要である。特に新産業創出事業費補助金については、支援側、支援される側双方に具体的な成果目標を持つことを検討してもよいのではないかと考える。</p> <p>(33 頁・産業総務課・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	今年度からは、あらゆる機会を捉え、成果目標の確認を促していくこととしました。
平成 27 年度	支援側として、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構と連携し、補助金交付時に設定した目標について、達成状況のヒアリングと達成のための支援を制度化しました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【1 産業イノベーション支援事業 (イ) 報告書形式の見直しの必要性】</p> <p>現状の事業報告書では当初の計画の執行状況または予算等の乖離状況を一目で知ることはできない。事業報告書の形式は委託事業の仕様書もしくは企画書にそった形で予算の執行状況も記載して報告する必要がある。</p> <p>(46 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	予算の執行状況及び当初計画との乖離状況が確認できるように、仕様書と報告書の形式を統一しました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【1 産業イノベーション支援事業 (カ) 内部牽制機能の強化とその管理の必要性】</p> <p>他の外郭団体以上に当公益財団法人の収支報告体制、事業遂行体制において内部牽制機能が十分に働いているかどうかを随時確認し、それが不足していると判断される状況があれば、適時に修正を求める必要がある。</p> <p>(49 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	各事業に、浜松市産業振興課及び公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の担当者を配置し、月 1 回の工程表提出を義務付けるなど、適正な予算執行のルール作りを行い、予算の執行状況を把握できる体制を整え、今後も内部けん制機能が十分に働くよう随時確認していきます。

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【1 産業イノベーション支援事業（ア）公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の人材確保について】</p> <p>企業経験を持つプロパー職員が増えており、コーディネーターをサポートする体制も整いつつあり、厳しい財源の中で、法人のノウハウと強みを蓄積できる状況を作っている。この状況をできる限り継続し、益々のノウハウ等の蓄積と産業支援機関の強化を期待したい。</p> <p>(50 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	プロパー人材が中心となって企業訪問を実施するとともに、プロパー人材が事業の企画段階から積極的に関与することにより、プロパー人材が財団運営に主体的に関わる環境を整えました。
平成 28 年度	これまで以上に企業ニーズにマッチした支援を実施するため、特任コーディネーター制度を導入しました。

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【1 産業イノベーション支援事業（ウ）外部監査の検討】</p> <p>公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は他の公益財団法人と比べて、市との関係性が強い。指摘事項で述べた内部牽制機能の強化に加え、外部監査体制もとられていれば、さらに事業の透明性は図れる。今後、さらに公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の産業支援事業での比重が高まるのであれば、検討する余地はあると考える。</p> <p>(51 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	法的に外部監査の設置を要しない団体であるため、現状の体制としていきますが、監査機能の強化を図り、定期的に事業内容等について外部からの意見を求めることとしました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【2 地域イノベーション戦略推進事業 (ア) 総合調整機関の明確化の必要性】</p> <p>負担金の交付先をイノベーション推進機構と位置づけし直すか、または規約を変更してイノベーション推進機構を協議会の執行機関と明確に位置づけ、イノベーション推進機構の活動をそのまま協議会の活動と評価しうる法形式を整える（この場合は協議会の活動にかかるイノベーション推進機構の支出がそのまま協議会の支出となる）ことが必要である。</p> <p>(54 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	規約を変更して、総合調整機関の役割を定義付けして、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構を総合調整機関として明確に位置づけました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【3 産学官連携促進事業 (ウ) 本件各負担金の支出手続きについて】</p> <p>改善事項 1：情勢の変化に応じて負担金支出を取りやめる仕組みを設けること。</p> <p>(67 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	全庁的な負担金見直しの中で、基準に沿って是正します。本市が主体性を発揮できる負担金については、事業効果を検証し、負担割合など適宜見直しを行うこととしました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【4 成長産業創出支援事業 (ア) 補助金支出後の対応】 補助金の有効活用の観点から今後も慎重な審査が必要である。 (81 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	書類審査及び各分野の有識者による審査会において、申請案件の将来性について慎重な審査を行います。補助金交付後においては、事業化が図られるまで、市と公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構において継続して支援を実施します。また、補助金交付後 10 年間状況調査を行い、進捗状況の把握に努め、相談に対応できる窓口や体制づくりを行いました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【6 海外ビジネス展開支援事業 (イ) 海外レンタルオフィス・レンタル工場設置可能性調査】 他自治体と共同で調査を実施するなり、他自治体において既に調査済のものがあればこれを活用させてもらうなどの選択肢がなかったか、今後、同様の調査を実施する際には検討を要するものとする。 (104 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	今後、同様の調査を実施する際には、既存調査結果の活用及び共同調査の実施を検討し、必要に応じて予算措置を行うこととしました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【6 海外ビジネス展開支援事業 (ウ) 海外販路開拓支援事業】 会計監事(2名)は出展企業の職員である。事務局は浜松市産業振興課が担っており、出展企業および産業振興課の中で完結していることを考慮すると、会計監事を当該事業に関わっていない第三者とすることが必要と考える。 (105 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	平成 27 年度事業の会計監事を第三者である J E T R O 浜松及び公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構に依頼し、就任していただきました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【6 海外ビジネス展開支援事業 (エ) アセアンサポートデスク設置事業】</p> <p>①委託事業者の選定－提案参加事業者が2社以上になるような選定基準とし、提案内容の総合評価で業者を決定する方式が必要であったと考える。</p> <p>(106 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	－
平成 27 年度	<p>平成 28 年度事業の公募型プロポーザルにおいて、幅広い事業者がプロポーザルに参加できるよう海外デスク設置都市数など、公募仕様書等の見直しを実施しました。</p> <p>【結果】 公募提案事業者 2 社</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【6 海外ビジネス展開支援事業 (エ) アセアンサポートデスク設置事業】</p> <p>②アセアンサポートデスクについて－例えば、月に1度、市役所または区役所内でサポートを受けられるような体制を取るなり、予約制とし相談は原則、市役所または区役所内で行うことにするなどの対応が取れば、利用者の利便性は高まるように思われ、現状分析と来年度の委託内容の見直しの要否の検討が必要と思われる。</p> <p>(106 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	－
平成 27 年度	<p>平成 27 年度契約において仕様書を見直し、現地進出企業向け支援の充実（ベトナム・インドネシアにおけるセミナー・勉強会開催、ネットワーク構築）を図りました。また、訪問相談や個別相談会の開催など利用者の利便性を高める取組も実施しています。</p>
平成 28 年度	<p>平成 28 年度契約において仕様書を見直し、現地進出企業向け支援の対象国をタイ・ベトナム・インドネシアの三国とするとともに、利用者の利便性を高めるため、相談申込みも可能な専用ホームページの開設・運営も加え、内容の充実を図りました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【6 海外ビジネス展開支援事業 (オ) 海外ビジネス展開支援事業全体について】</p> <p>事業開始時において、事業の内容・予定年数、数値目標（事業に要する費用と予想される税収等の費用対効果）等につき定め、適時に軌道修正が可能となるよう事業の「見える化」を図ることが必要である。</p> <p>(106 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	<p>下記の指標を定め、市が公表している政策・事業シート等に連動して進捗管理を実施しました。</p> <p>【事業の指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見本市での成約件数 ・相談件数 ・海外展開企業数

指摘事項（意見） (掲載頁・担当課)	
<p>【6 海外ビジネス展開支援事業 (ア) 海外レンタルオフィス賃料補助事業】</p> <p>浜松市が補助事業として実施する意味があるのか疑問に思う。今後の状況によっては支援の方法等の再考が望まれる。</p> <p>(107 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	<p>平成 27 年度に 1 社が利用しました。現地法人設立を担当する駐在者のメンタル不全等を防ぐ意味でもレンタルオフィスの活用は効果的であるため、継続を決定しました。</p>
平成 28 年度	<p>市内中小企業を対象とした「海外ビジネス展開支援に関する補助金」を一元化することで、利用者の利便性を高めるため、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構に業務委託し、支援メニューの一つとして継続しました。</p>

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【6 海外ビジネス展開支援事業（イ）各事業および外部機関事業との連携について】</p> <p>外部機関が行っている事業との重複施策や、各事業間の役割分担が不明確な印象を与えるものもある。</p> <p>各事業を有機的に結合してより効果的・効率的なサービスを提供できることを期待したい。</p> <p>（107 頁・産業振興課）</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	本市が創設した「浜松市海外経済交流推進協議会」に連携機関が参画し、関連事業に関する協議を実施する体制を整備しました。

指摘事項 （掲載頁・担当課）	
<p>【7 創業支援事業（ア）補助対象除外事項について】</p> <p>補助金の交付を審査する際には、申請企業者が大企業者の連結子会社であるかどうかは適切に検討すべき事項である。</p> <p>現在、申請書の様式にはこの事項を確認する項目がないことから、書類上でも確認できるよう、様式等の変更を検討する必要がある。また、補助期間は5年間であり、その間に状況が変更していないかどうかの確認も必要である。</p> <p>（114 頁・産業振興課）</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	<p>要綱の改正を行い、大企業との関連については「発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合若しくは3分の2以上を複数の大企業が所有している場合」と明確化しました。</p> <p>また、申請書の様式を変更し、株主名や出資比率を記載する欄を設け、毎年適正な確認ができるようにしました。</p>

監査実施年度 平成 27 年度(道路インフラの整備・維持管理に関する事務の執行について)

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第 5 工事契約 4 浜松市道路規制協議会 ①より効果的な協議会の運営の必要性】</p> <p>事前に事業計画等の情報を各関係機関に提供し、その情報を確認したうえで協議会に臨む体制を整え、協議会をより効果的なものとする必要がある。これにより、工事自体も円滑に施行がされ、不測の日数を要して工事の変更手続きや繰越手続きをとらざるをえない工事件数を減らす効果があると考えられる。</p> <p>(70 頁・道路保全課)</p>	
講じた措置	
平成 27 年度	平成 27 年度第 2 回道路規制協議会から、開催前に事業計画等を各関係機関に事前配布することで、協議会での調整が効果的に行われるよう改善しました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第 6 入札及び完成検査 ①浜松市を退職した職員の再就職について】</p> <p>地方公務員の再就職については法令による規制はないが、浜松市は営業活動自粛等の要請や再就職状況等の報告を行うことを要綱で定めている以上、要綱の実効性のある運用と、本人への要請手続きを適切に行うことが必要と考える。市は、再就職状況等の報告の記載内容を確認し、状況によっては例えば、再度、営業活動自粛等を促す等の手続きをとる等、実効性を高め、透明性を確保するよう対策を講じる必要がある。</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日施行の改正地方公務員法第 38 条の 6 では、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずることになっているので、今後は、この法改正に浜松市も対応していく必要がある。</p> <p>(127 頁・人事課)</p>	
講じた措置	
平成 27 年度	再就職状況の届出や、再就職状況の公表等を定めた「浜松市職員の退職管理に関する条例」を制定するとともに、「浜松市退職者の再就職に関する要綱」を改正し、他の職員の再就職の依頼等の規制を定め、退職者や元職員に対し庁内掲示板、メール、郵送などにより周知しました。また、あわせて、元職員を雇用する民間企業等に対し、企業向けの周知文書を作成し、元職員を通じて周知を図るよう依頼しました。
平成 28 年度	「浜松市職員の退職管理に関する条例」及び「浜松市退職者の再就職に関する要綱の一部改正」を平成 28 年 4 月 1 日から施行し、制度の実効性及び周知を図りました。

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【第6 入札及び完成検査 ②予定価格の情報管理】</p> <p>入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を促すために、事業者に対して公表していない予定価格又は積算金額その他公表していない発注情報を漏えいしてはならない。今後も再発防止のために策定した「浜松市官製談合防止マニュアル」「浜松市入札・契約事務に係る働きかけへの対応要綱」等の再発防止策の周知徹底が望まれる。</p> <p>(129 頁・調達課)</p>	
講じた措置	
平成 27 年度	<p>公正取引委員会の職員を講師に招き、年 2 回（管理職向けと担当者向け）研修会を開催し、入札契約制度の適正化に向け周知徹底を図りました。</p>
平成 28 年度	<p>異動により管理職や担当者が変わった 4 月に庁内に「予定価格等に係る情報管理の徹底について」を通知し、情報管理の徹底及び官製談合防止マニュアルの活用について周知徹底を図りました。</p> <p>今後も入札契約制度の公正性、透明性、適正履行を推進していくための取組を継続して実施してまいります。</p>

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【第7 道路管理 1 道路台帳 ②道路台帳の保管方法】</p> <p>道路台帳を構成する図面やデータは全て電算化され、原本たるデジタルデータを所定の形式に印刷した紙媒体資料を道路台帳構成物として保管し、写しの対象としている。しかし、道路法等の要請に応えるには必ずしも紙媒体資料の保管は必要なく、デジタルデータで図面及び調書構成データを保持し、所定の形式に沿った印刷物を出力できれば足りると考えられる。</p> <p>ただし、これは道路法及び同法施行規則にかかる解釈がかかわるため、参考意見としてのみ提示する。</p> <p>(140 頁・道路保全課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>道路台帳は、平成 28 年度から全て電子データとして保管を行っています。</p> <p>また、平成 28 年 4 月から、道路台帳の写しの交付については、道路保全課及び各土木整備事務所に設置しているパソコン画面上から、タッチパネル式にて電子データを印刷できるようにしました。</p>

指摘事項（意見）

（掲載頁・担当課）

【第7 道路管理 1 道路台帳 ③道路台帳閲覧制度の全面改定】

道路台帳に掲示される情報が秘密性のないものであること、情報が全てデジタル化されていることを考慮すると、将来的には、写し交付要領によることなくインターネット上に情報を掲示して自由にダウンロードできることが望ましい。

（141 頁・道路保全課）

講じた措置

平成 28 年度

平成 28 年 5 月 23 日から浜松市ホームページにて運用を開始し、道路台帳図の閲覧と印刷ができるようにしました。